四　特定寄附信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第十九条第一項第十四号において同じ。）にあつては、当初信託元本額

五　暗号資産等の信託（暗号資産又は暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十六条の三第二項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。第三十一条の十七第二号において同じ。）を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。第二十二条第十項において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　その他暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項

［2～6　略］

7　法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　法第六条の規定による元本の補塡又は利益の補足の契約をする場合には、その割合その他これに関する事項

［三～七　略］

8　［略］

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第十九条　法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第十五号から第十七号まで及び第七項各号に掲げる事項については、受益者が特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）である場合又は当該報告書が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは信託業法施行規則第三十条の二第一項各号に掲げる信託契約に係るものである場合は、この限りでない。

［一～七　略］

八　暗号資産につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに種類ごとに次に掲げる事項

イ　信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における数量

ロ　当期末現在における数量

ハ　当該暗号資産の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における暗号資産の時価総額

九～十七　［略］

［2～7　略］

（信託財産状況報告書の交付頻度）

第十九条の二　法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　［略］

四　特定寄附信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第十九条第一項第十三号において同じ。）にあつては、当初信託元本額

五　暗号資産関連有価証券の信託（信託財産の管理又は処分において主として暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十六条の三第二項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。）を含む財産の信託をいう。以下同じ。）にあつては、次に掲げる事項

［イ～ニ　同上］

ホ　その他暗号資産の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項

［2～6　同上］

7　［同上］

一　［同上］

二　法第六条の規定による元本の補てん又は利益の補足の契約をする場合には、その割合その他これに関する事項

［三～七　同上］

8　［同上］

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第十九条　法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第十四号から第十六号まで及び第七項各号に掲げる事項については、受益者が特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）である場合又は当該報告書が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者が信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは信託業法施行規則第三十条の二第一項各号に掲げる信託に係るものである場合は、この限りでない。

［一～七　同上］

［号を加える。］

八～十六　［同上］

［2～7　同上］

（信託財産状況報告書の交付頻度）

第十九条の二　［同上］

一　［同上］